

平成 30 年 6 月（一部更新）

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る  
生産性向上要件証明書発行について

一般社団法人日本産業車両協会

中小企業等経営強化法により、該当する中小企業者等が経営力向上計画の認定を国（主務大臣）から受けると、即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは、個人事業主は10%）および固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）の措置が受けられます。また、生産性向上特別措置法により、所在している市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に各自治体の定める割合（3年間ゼロ～1/2間）で固定資産税の軽減措置が受けられます。本会は当該税制を受けるにあたり、生産性向上設備の証明を行う工業会として指定を受けておりますので、証明書の発行を受けるための手順を以下の通りご案内いたします。

○中小企業等経営強化法による税制措置の適用を受けるに当たっては、経営力向上計画の認定を受ける事が前提となります。経営力向上計画を国（主務大臣）から認定を受ける手続きは申請の手引き（下記リンク）をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>

※なお、当協会は、経営力向上計画の認定に係る業務は行っておりません。

○生産性向上特別措置法による税制措置の適用を受けるに当たっては、所在している市町村（特別区含む）が国から「導入促進計画」の同意を受けている場合に、「先端設備等導入計画」の認定を受ける必要があります。手続きや各自治体の同意の有無等については、中小企業庁のホームページを確認するか、所在する自治体にお尋ねください。

○当協会は、上記措置を受けるために必要な、証明書の発行のみを行っております。

この証明書は、税制上の固定資産としての区分が機械装置に該当する産業車両関係の製品について、本税制の適用をうけるために法律で定められている「①一定期間内に販売開始された製品であること」及び「②「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均1%以上向上)を満たしていること」ことについて、製造事業者からの申請が適切かどうか確認し、発行するものです。

**【注意事項】**

○最近、製造事業者あるいは使用事業者より、製造あるいは取得する（あるいはした）設備が税制上の固定資産として機械装置に区分されるものかどうかとの問合せを数多くいただきますが、本会ではこのような判断を下す権限を有しておりませんのでお答えできません。所管の税務当局等にご相談下さい。

○なお、固定資産としての区分が車両・運搬具に当たるものは本税制の対象外です。

⇒従いまして、証明書の発行を申請される場合は、まずこの二点をご確認の上、ご連絡下さいますようお願いいたします。

本会では、申請された製品が、すでに機械装置として固定資産計上されると、税務当局等で確認されているとの前提の上で、「販売開始時期」と「生産性向上1%」の要件を満たしていること書類として証明書を発行いたします。上記の確認ができていない場合、証明書が添付されていても、税制措置の適用を受けられないことがあることに予めご留意願います。

## 1. 中小企業等経営強化法の税制優遇の概要

中小企業庁による中小企業等経営強化法による支援の概要全般説明

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

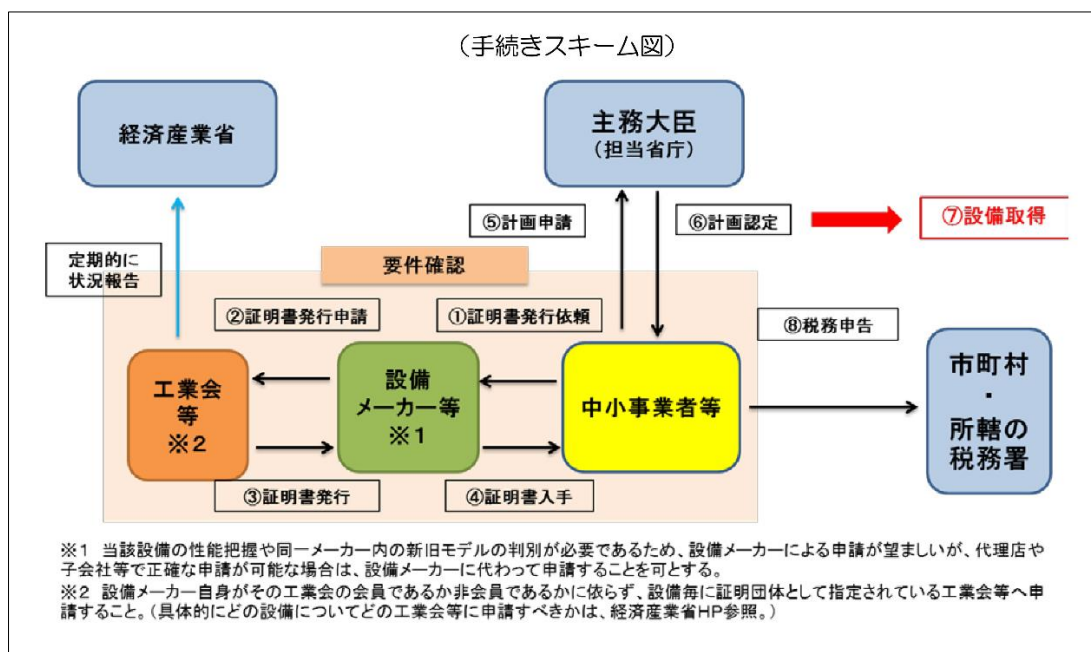
### (1) 税制措置

- ・即時償却又は税額控除 7%（資本金 3 千万以下もしくは個人事業主は 10%）
- ・固定資産税 3 年間 1/2 に軽減  
（税務当局(税務署、自治体)には証明書の写しを提出。原本は事業者が保管。)

### (2) 適用期間

平成 30 年度末まで

<中小企業等経営強化法の手続きスキーム図 ※中小企業庁ホームページより抜粋>



## 2. 生産性向上特別措置法の税制優遇の概要

中小企業庁による生産性向上特別措置法による支援の概要全般説明

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

### (1) 税制措置

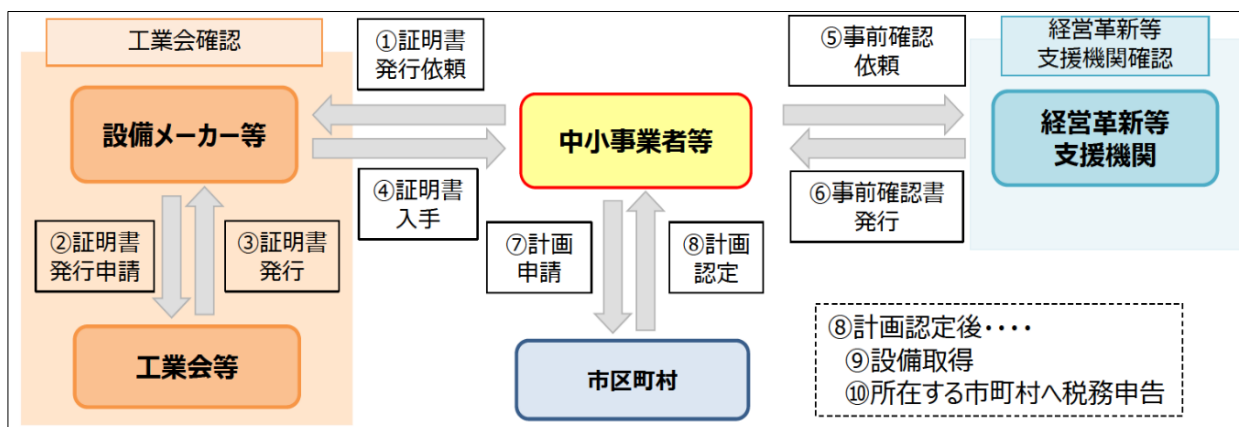
- ・所在する市区町村が国の導入促進基本計画の同意を受けていて、各市区町村の条例で

定める割合により固定資産税 3 年間最大ゼロ～1/2 に軽減  
(自治体には証明書の写しを提出。原本は事業者が保管。)

(2) 計画期間

計画認定から 3 年間

<固定資産税特例のスキーム図 ※中小企業庁ホームページより抜粋>



※中小企業者が税制措置を受けるにあたり、所在する市区町村における「導入促進基本計画」に合致する場合に、①計画期間内で、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し「先端設備等導入計画」を受ける必要があります。認定を受けるための支援については、商工会議所や商工会等の経営革新等支援機関にお問合せください。

以下、中小企業等経営強化法と生産性向上特別措置法の税制優遇の統一の要件です。

・対象事業者

租税特別措置法に規定する中小事業者等（資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人／資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人／常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人）

・対象機器

機械装置（当協会で証明可能な機械装置は以下（5）参照）

・本協会の証明書発行対象設備

中小企業庁による対象資産区分及び対応工業会等リスト（平成 30 年 5 月 23 日時点、以下の URL 参照）の製造業用設備等のうち、無人搬送システム等の“機械装置”として固定資産に計上されている産業車両類について、証明書の発行を行います。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180523kougyoulist.pdf>

- ・対象機器が満たすべき適用要

①生産性が年平均1%以上向上していること

【解説】

年平均1%以上向上は、対象設備が旧モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。

- ・「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各証明団体がその設備の性能を評価する指標として妥当であると判断。
- ・あくまで比較するのは同メーカー内での旧モデルであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ・特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。
- ・年平均の考え方は、例えば2010年に販売された新モデル（生産性105とする。）と2008年に販売された旧モデル（生産性100とする。）を比較すると以下の通り年平均2.5%向上となる $\{(105-100) \div 100\} \div 2$ （年）。
- ・比較すべき旧製品がない新開発モデルの場合、比較対象指標がないため、類似する機能・性能を持つ設備があるものについては、生産性向上要件について、できるだけ当該設備との比較を行うこと。
- ・カスタマイズした設備など特注品の場合も、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は対象となる。要件についてはベースとなる旧モデルとの比較を行う。

②取得価額が160万円以上の機械装置で販売開始時期が10年以内であること。

③中古資産でないこと

## 2. 証明書の発行案内

### (1) 申請～発行手順

①証明書発行希望のユーザーは、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をして下さい。

②ユーザーから依頼を受けたメーカーは、証明書（様式1）、チェックシート（様式2）および添付資料（販売開始年度、生産性向上の指標が確認できる資料（カタログ、仕様書、要件内容が分かる資料））を本会宛に提出します。

様式1及び様式2は以下よりダウンロードできます。

[様式1](#) [様式2](#)

※様式1の2枚目に「税制措置の対象設備に関する留意事項（中小企業庁から税制措

置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)」の記述がありますが、これを裏面とし、様式1は両面印刷としてください

- ③本会では証明書およびチェックシートの記入内容を確認し、メーカーに証明書を発行します。(なお記入内容や資料等が不十分で、要件を満たしていることの確認ができない場合、証明書を発行することができないこともあり得ることに予めご留意願います。また設備の種類によっては、他の証明団体への申請をお願いすることもあります。)
  - ④本会から証明書の発行を受けたメーカーは、証明書発行依頼があったユーザーに証明書を渡す。(本会からメーカーへは証明書(様式1)のみ送付となりますのでチェックリスト(様式2)は必要に応じて予めコピーをとっておいてください。)
  - ⑤中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法の税制を併用する場合は同一書類(コピー)にて対応可能です。必要に応じてコピーしてください。
- ※なお本会は記載された生産性向上要件について、確認のための実測等を行うものではありません。証明書の記載内容の正確性については申請されたメーカーにて保証いただきますようお願いいたします。

その他証明書発行申請についての詳細は中小企業庁ホームページ記載の工業会証明書の取得の手引きをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougvoushoumeitebiki.pdf>

## (2) 証明書発行手数料

- ①本会会員 一件 1,000円
- ②本会会員以外 一件 3,000円

※証明書を申請メーカーにお送りする際に請求書を同封させていただきます。

## (3) 申請書送付先 ※申請の際は原本に押印後、郵送ください。

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3F

一般社団法人日本産業車両協会 業務部 証明書発行担当宛

**※証明書は届いてから1週間ほどで発行・返信するようになっていますが、内容の確認等で時間を要する場合がありますので、十分時間に余裕をもって申請してください。**

以上

< 証明書記入要領は次頁 ↓ >

【様式1】の記入要領

整理番号は当協会に記入します

(様式1)

(一社) 日本産業車両協会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦) : 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度 : 年度(注2) ③ ① = ② 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか		1. 該当 2. 非該当
	(※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。  
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒107-0051  
東京都港区元赤坂 1-5-26  
一般社団法人日本産業車両協会  
会長 大西 朗 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 \_\_\_\_\_

製造事業者等の所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

( 担当者氏名： \_\_\_\_\_  
所 属： \_\_\_\_\_  
担当者連絡先(電話番号)： \_\_\_\_\_ )

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は「先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更事項(注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注釈事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条48項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(一定期間内に販売、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

①販売開始年度  
②取得日を含む年度  
については、販売時期と生産性向上年平均1%の計算するための記入箇所ですので正確にご記入ください。

代表者氏名欄は、社長名でなくとも、取締役、事業部長等でも結構です。

1段目の減価償却資産の種類には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類(本会証明は『機械装置』)を記入。2段目の設備の種類又は細目には機械装置であれば、食料品製造業用設備、繊維工業用設備などを記入。設備の種類については会社の経理担当者又は税務署等に確認のうえ、税務上適切な資産区分をご記入ください。

同一機械を複数の自治体に設置する場合は、それぞれの自治体名がわかるように記入してください(例：〇〇株式会社▲▲市工場及び■町工場 等)

【様式2】 チェックリスト

			【様式2】	
<p>本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。                      証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。</p>				
【チェックリストのイメージ】				
		設備メーカ（製造事業者）記入欄		証明者 チェック欄
要件	該当	販売開始要件の確認	1. 該当                      2. 非該当	
			<p>当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。</p> <p>販売開始年月：                      年                      月                      ①販売開始年度：                      年度（※1）</p> <p>取得等をする年月：                      年                      月                      ②取得日を含む年：                      年</p> <p>②-①= 年 が一定期間（※2）の要件内</p>	
要件	該当	生産性向上に該当するか	1. 該当                      2. 非該当	
			<p>&lt;比較指標&gt;                      （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率                      *以下に具体的に記入する</p> <p>2. 精                      度                      *以下に具体的に記入する</p> <p>3. エネルギー効率                      *以下に具体的に記入する</p> <p>4. その他                      *以下に具体的に記入する</p> <p>&lt;指標数値&gt;※比較する指標の数値・単位を記入する</p> <p>○一代前モデル                      (                      )                      （販売開始年度）（                      ）</p> <p>○当該モデル                      :</p> <p>&lt;生産性向上&gt;                      *以下に数値と算出方法を記入する</p> <p>年平均：                      %</p>	
		該当要件への当非		1. 該当                      2. 非該当
<p>（※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。                      なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。</p> <p>（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内</p> <p>（※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。                      比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。                      比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。</p>				